

## 第 6 期 第 5 回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成 23 年 3 月 11 日（金） 午前 10 時～12 時 本庁舎 5 階 庁議室
出席者	出席委員 15 名 山谷委員、庄司委員、岩崎委員、岩橋委員、金子委員、武川委員 長井委員、松島委員、高橋委員、秋山委員、大野委員、市川委員 武田委員、五十嵐委員、深野委員
	区側出席 7 名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃管理課長 資源循環推進課長、練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長
	傍聴者 なし

### 1 議題

- (1) 第 4 回会議 発言要旨について
- (2) 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画素案への意見と区の見解について
- (3) 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画案について
- (4) 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画名称について
- (5) 練馬区環境基本計画 2011 の策定について

### 2 その他

- (1) 平成 23 年度 循環型社会推進会議の日程について
- (2) 家庭ごみ有料化の現状について
- (3) 情報紙「ねりまの輪」の発行について

### 議 事 内 容

#### 会長

定刻になりましたので、第 5 回練馬区循環型社会推進会議を開催いたします。本日は、練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画の最終的な取りまとめですので、よろしくお願ひいたします。

早速、議題に入りたいと思います。議題の(1)第 4 回会議の発言要旨ですが、これについては訂正の意見が 2 件ほどありました。修正したものを事前に送付していますが、これについてはご承認いただけますか。

【異議なし】

#### 会長

ありがとうございます。この発言要旨はホームページに載せることとなります。

続きまして、資料 1 の練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画素案への意見と区の見解について、事務局から説明をお願いします。

資料 1 について清掃管理課長から説明した。

#### 会長

このパブリックコメントについての区の見解について、ご意見はありますか。

ないようでしたら、資料 2 の第 3 次一般廃棄物処理基本計画案について説明をお願いします。

資料 2 について清掃管理課長から説明した。

#### 会長

一番重要なところは、説明にもあったようにリサイクル推進計画と一体にしたということ。それから平成20年に容器包装プラスチックの分別収集、資源化が始まっているということです。この点を踏まえた改定ということになります。ご意見がありましたらお願いします。

#### 副会長

最終的には事務局でかなりよくまとめていただいたと思います。一つ気になった点で、22頁、23頁のところでは一般廃棄物の処理体制のフロー図が示されています。22頁のごみの流れで、練馬区が収集・運搬をし、中間処理をして、最終処分をしているというフロー図になっていますが、これで見ると事業系ごみは排出事業者が廃棄物処理業者の方に委託をして、収集・運搬されていくというごみの流れが入ってないように見えます。

ただ中間処理以降はいろいろな形になり得るので、全部細かく書くことは難しいと思いますが、何も書いていないというのはその分が落ちてしまいますので、検討していただけたらと思います。

#### 清掃管理課長

ここは工夫をして、事業系ごみが会社等と契約をして独自に搬入しているという形がわかるように記載を変えたいと思います。

#### 委員

59頁から61頁まで分別回収した場合と焼却した場合の対比ということで、詳細にデータが載せられています。全体的に見ると、収集して片方は焼却して発生するという。それから片方は運搬してリサイクルでということですが、データの優劣を決定しているのは、両方とも化学原料を作る必要がなくなるという部分と、発電しなくてもよくなるという部分で両方の結果は大きく異なっているわけです。

私は先般、柏崎刈羽原子力発電所の見学に行ってきました。そこでも水力・火力・原子力、原子力はCO<sub>2</sub>などの環境に大変有効であるというデータで研究がなされているわけです。これはただ単に発電しなくてもよいというデータが載せられていますが、61頁の表は具体的に何の発電を基に出されているのですか。

#### 会長

今、各電力10社ありますが、電力10社ごとの電源構成等も勘案して、国で係数を定めています。これは、東京電力のCO<sub>2</sub>排出係数が適用されているということです。

#### 清掃管理課長

一つは清掃工場の比較をしています。焼却している場合と発電をしている場合がありますのでそれを使っています。ただ、東京電力の発電については、それが原子力なのか火力か水力なのかは選別していません。平均的な発電供給、エネルギー量の数字があるのでそれを使っています。

#### 委員

そうすると、61頁の清掃工場の発電というのはどのような発電をしているのですか。

#### 清掃管理課長

今の清掃工場はほとんどの工場で発電しています。それを清掃工場の電気として使う外に余剰電力は売電をしています。

#### 委員

火力発電での発電のデータと考えてよろしいわけですね。

清掃管理課長

比較のときに使っている東京電力の電力は、国で出している数値なので必ずしも火力とは限りません。

委員

そうではなく、61頁の清掃工場での発電というようにデータが詳細に書かれていますが、このデータは国の方なのか練馬区なのか。

清掃管理課長

清掃工場の焼却に伴うデータは、東京二十三区清掃一部事務組合で出しているデータです。

委員

わかりました。

委員

資料1の6のところ、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる区民の表彰制度を導入すべきであるという点についてですが、区で行っている功労賞のようなものは確かにやっています。ここでのいうのは、いわゆるコンペを行ったらどうかということです。リサイクル運動等を競わせることによって運動推進をするという趣旨で書いたつもりです。この辺りが反映されていないと思います。

例えば、小中学校でごみの減量や分別などの地域社会におけるコンペを行うと、区民意識も高まると思います。

清掃管理課長

この文章の中に全文が記載されていないので、趣旨に副っていなかったかも知れません。現在、取り組んでいる方たちを表彰する制度があるので、その趣旨をとらえてこういう形にしました。

ただ、コンペという事業を行うべきという提案であれば、区の見解としては違う書き方にすべきだったと思います。

会長

いろいろな取り組みをしていただいている方について評価をし、コミュニティ全体でそういう制度があるといいと思います。

委員

なかなか難しいとは思いますが。

会長

評価をしたり、インセンティブを提供することは重要だと思います。本格的に制度化をしていくことが課題になると思います。

副会長

今後この計画を進めるうえで、3点ほど意見があります。一つは、2年後位に容器包装リサイクル法の見直しが予定されていますが、前回の改正では拡大生産者責任や事業者責任が不徹底に終わって、最終的には事業者側は現状の役割分担でいいという形になり、市町村の負担がそのままになってしまいました。今度の改正もここが大きな課題になると思います。区としてもこの役割分担の見直しについて積極的に働きかけをする必要があると思いますが、個々の市町村では動きとしては弱いと思うので、23区が一体となれば発言力も強まるので取り組みをしていただきたい。

その前回の改正では国の審議会に出席していましたが、その審議会の中で事業者側の団結力は非常に強かったと記憶しています。各自治体からは議会も含めて役割分担の見直しについて要望は出ていましたが、結果的に実現できなかった。自治体の連携が弱かったと思います。

二点目は、市民との連携も非常に弱かったという点があったと思います。市民と行政の間となると個々の地方行政の中ではいろいろな問題もありますが、この連携のことは視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

三点目は、事業系ごみです。計画の中でも個々には反映されていますが、これからは行政主導だけではなく、事業者自身の責任に基づく自らの体制づくりが重要だと思います。ただし、大規模事業者は別として区内の中小の事業者に単独でその責任を取ってくださいますというのは難しいので、区がコーディネーター役を担ってその仕組みづくりを実現していただきたいと思います。

会長

私も今のご意見については、そのような方向で取り組みをしていく必要があると思います。

清掃管理課長

容器包装リサイクル法の改正については、全国市長会や全国都市清掃協議会等も含めて要望事項を出しています。東京都市長会、区長会のレベルで要望書をまとめています。

一番大きなことは、事業者責任で役割分担をもう少し生産者の側に振ってもらうことだと思います。それと同時に、対価を商品に載せることになるので、消費者の理解も欠かせません。素材を単一化したり回収方法を合理化することが当然出てきますので、最終的に価格が高くなることはないということまでの理解を得て、消費者の方も巻き込んで改正がされるといいと思っています。

区長会でまとめている中では、そういう大きな要望も出していますが、役務の提供に伴うような容器包装についても対象にしてほしいと出しています。具体的には、クリーニングに関する容器包装です。

23区の場合は、レジ袋はごみ袋としてまだ使えます。非常に矛盾してしまっていますが、私たちはレジ袋削減と言っていますが、容器包装を出すときはレジ袋に入れていただきたいのです。ごみ袋として購入した袋に入れると、中間処理で全部抜かなければいけないのが今の容器包装リサイクル法の考え方です。有料化をしている自治体は、ごみ袋について不適物にしないしてほしいという要望が一番大きいです。

それから事業系ごみですが、事業者の責任で経費負担をしていただくのが原則です。そこに予算を割くことはできません。ただその一方で中小の事業者の方が、より自分たちできちんと処理ができるような仕組みづくりについては、区も積極的に関わっていきたいということで、今回幾つか文言を入れました。

委員

今の事業系ごみを一括という形ではなく、例えば、費用を最低限の中で動かしているNPO組織などでは本や書類は結構出るものなので、NPOに対して何らかの配慮があればと思います。

それと、一般廃棄物の有料化については、全体の中の位置づけをどのように考えているのか。私としては、こういう社会情勢では非常に難しい問題だと思います。

しかし、ある意味では推進させるためには意味のあることは事実です。その辺りの兼ね合いを推しはかれないのですが、何か参考になる意見があればお願いします。

清掃管理課長

NPOに対する支援ということだと思いますが、それをごみの部分で行うのか、本来のNPO支援という全体像の中で考えていくのかということだと思います。

ただ、事業系ごみについては、一切区で収集しないというところも今増えています。そういう中で

練馬区は、中小の事業者が多いということで、事業系の廃棄物も区で収集しています。その時には有料シールを貼っていただき、出してもらっています。

それから紙系の廃棄物が多いということであれば、地域に古紙を回収している業者もいます。また練馬区のオフィスリサイクルもあるので、資源として事業者から専門の事業者に渡していただくという仕組みを活用してもらおうのいいかと思います。

会長

分別をきちんとして、公益的な活動をしているわけですので、近隣の事業者ともある程度連携して、リサイクルルートに載せることも検討していただくと大変よいと思います。

委員

22頁の清掃工場から灰溶融、埋立処分というところですが、埋立処分場の寿命の問題というのはいまだにあると思いますので、例えば光が丘清掃工場は300トンの処理能力があり、この出てくる灰がどれぐらいの量になるのか、埋め立てへの影響は各清掃工場どれぐらいになるのかを量的な問題と併せて教えてください。

清掃管理課長

練馬区内の工場で出た灰は、主に板橋清掃工場の灰溶融炉に運んでいます。通常はごみを焼却すると20分の1ぐらいになり、さらに灰溶融をすると元のごみの常態からは40分の1ぐらいになると聞いているので相当量減る状況にあります。

東京二十三区清掃一部事務組合としては、灰のまま埋め立てをするよりは灰溶融にした方がさらに量が減るということで灰溶融を進めています。灰溶融の結果、例えばスラグになります。このスラグを使ってもらえば埋立処分場に行かないわけです。

最終的に灰という形で埋立処分場に持っていく量を極力減らす。今は、6工場で灰溶融炉を持っているので、他の灰溶融炉のない工場が出た灰をここへ持って行って灰溶融にしているのが現状です。

委員

今のままでいくと22頁のスラグ・メタルと何か使えるように書いていますが、これも埋立処分場へ持っていくしかないということですか。

清掃管理課長

買い手がつけば埋立処分場にいかないのですが、そこにはかないものについては埋立処分場に埋立用の土として持っていかれるということです。その間では、当然金属等は資源として抜かれています。

会長

スラグ化することは10年くらい前に随分期待され、その後、公共土木工事が減っているということも影響していると思いますが、埋立処分場の延命化に役立っていることは間違いないと思います。

他にご意見がないようであれば、この練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画案についてご承認をいただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

会長

ありがとうございます。

それでは、次にいきたいと思います。練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画名称についてです。副題です。これについては前回の推進会議で委員の皆さんにご提案をお願いしましたが、4名の方から提案

がありました。これについて事務局から説明をお願いします。

清掃管理課長

名称について、いろいろとご意見をいただきありがとうございました。皆さんからお寄せいただいたものを、組み合わせたりして幾つか考え、最終的に「減らそうごみ、つなげよう未来へ 循環型社会をめざして」という副題はどうかと思い提案をさせていただきます。

この「循環型社会をめざして」という言葉は現在、環境基本計画の中で清掃リサイクル分野の標語として使っています。それとの関連をつけさせていただきたいと思い、事務局で加えさせていただきました。

「減らそうごみ」「ごみ減量」や「つなげよう未来へ」「未来の子どもへ」という言葉も、複数の方からいただきました。ご審議いただきたいと思います。

会長

この案についてご意見がありましたらお願いします。

【異議なし】

会長

「つなげよう未来」というのがすごくいいですね。未来の展望が何か具体的な感じがします。続きまして、練馬区環境基本計画の策定について環境課長から説明をお願いします。

環境課長から説明した。

会長

一般廃棄物処理基本計画との関連についても詳しく説明いただきましたが、何か質問等ありますか。

委員

集団回収事業について触れていますが、集団回収の登録団体は順調に伸びている。ところが、集団回収の実績を見ると平成19年をピークに下降している状況があります。

また、一部関連することとして、一般廃棄物処理業の許可件数が減ってきています。これを見ると本当に業者が追い込まれてきていると思います。現実はかなり厳しいのではないかと推測できますが、これに関してコメントがあれば伺いたいと思います。

資源循環推進課長

今、ご指摘いただきましたとおり集団回収量の実績は下がってきています。しかし、登録団体数は増えてきており、集団回収の裾野は広がってきていると言えるのかと思います。また回収量については、古紙の回収量等の減が影響して下がってきている状況であります。

区としては、集団回収について重点を置いて取り組んでいきたいと思います。その一つの具体的な方策として業者支援も大切なことと考えています。23年度からは古布に限りますが、区内業者に対して業者支援を行い、集団回収事業の取り組みを拡充していきたいと思っています。

委員

コスト面で集団回収と行政回収では、どちらが区にとって望ましいのかお答えいただけますか。

清掃管理課長

集団回収については、区として団体への報償費が1kg6円、また消耗品等を支出しています。その

意味ではコストは大変低いです。その一方で行政回収は、収集・運搬をして中間処理費を支払っています。売却費は入りますが厳しい状況ではあります。

また、一般廃棄物処理業の数が減っているということですが、これは集団回収をしている事業者ではなく民間のごみを収集している事業者です。

#### 委員

いずれにしても行政回収の方が、コスト的にはかなりかかるということは間違いのないと思います。今後集団回収の裾野を広げるために、支援体制をさらに拡大していただく。それが業者を救うことになるのです。一方で空き店舗の利用も、いろいろな意味で練馬区の商業のさらなる活性化につながっていきますので、24年度以降の懸案ということで検討していただきたいと思います。

#### 委員

集団回収を活発化させるには、実施団体、業者支援とそれぞれの形でまず分けなければ、活発にはならないと思います。練馬区の場合は、町会加盟率が40%を切っているので、町会単位で集団回収をしようにも横のつながりがない。今までの一番小さい10件単位という枠をはずし、例えば千件単位ぐらいのテリトリーを決めて、そこに業者を入れ新たな回収システムを作らないと、今の形のまま行くとは私は思っていません。何か本当に考えなければいけないのではないかと思います。

#### 清掃管理課長

今、集団回収を実際にやっている方、事業者として集団回収を支えていただいている方からご意見をいただきました。集団回収という地域のコミュニティを活用した回収方法は長い間やっています。それを現代的にアレンジして事業者と一体となって工夫できるように、区としても積極的に関わりを持ちながら検討していきたいと思っています。

#### 会長

学区回収というような形でやっているところもありますので、そういう形に持っていければ本当は一番望ましいのかも知れないです。他には、ご意見ありますか。

#### 委員

排出権取引について練馬区が貢献していると理解していますが、今後は具体的にどのように貢献しようとしているのかを教えてください。

#### 環境課長

まず背景としてあるのは、地球の温暖化ということでCO<sub>2</sub>の排出を減らさなければいけないということが、事業者、区民の皆さんにとっても一つの課題だと思っています。そういった中で排出権の取引については、今、東京都が主になって取り組んでおり、大規模事業所は一定の削減目標を掲げることになっています。削減の努力をし、それが達成できなかった部分を取引という形で穴埋めをしていくというのが排出権取引です。

練馬区においては、区全域のCO<sub>2</sub>排出に関する目標を定めています。事業者、区民の方と一緒に削減する努力をし、もう一方では練馬区という事業者がどれだけ削減できるのかという努力もしているという現状です。

今は、減らしきれなかったから買ってきてお金で解決するということは、基本的にはしていません。基本は、全体として減らす取り組みをすることが一番大切だと考えています。

#### 会長

続きまして、資料3の平成23年度循環型社会推進会議の日程について、事務局から説明をお願いし

ます。

資料3について清掃管理課長から説明した。

会長

次に資料4の家庭ごみ有料化の現状について説明をお願いします。

資料4について清掃管理課長から説明した。

会長

今の説明で何か質問や意見があればお願いします。

委員

有料化に向けての取り組みについては、いろいろと意味があるとは思いますが、ただNPO側から考えると、練馬区単独で考えるのはいかがなものでしょう。東京都全体でということであれば理解しやすいと思いますが、練馬区だけというのは説得が難しいと思います。

練馬区で検討しながら東京都全体の中で、一致した意見に持っていくという考え方でやるべきだろうと思っています。

会長

これについては、区長会で各区がそれぞれ対応するという事になったと思います。

清掃管理課長

23区の区長会では有料化については、各区がそれぞれ検討して決めるということになっています。ただその時期が、一緒になる可能性はあると思います。

会長

資料で文京区の場合、時期尚早と出ていますが、有料化をするということは負担をかけるということにもなりかねません。有料化と同時にきちんと分別すれば、ごみを減らせて負担もそんなに増えないという形をとらないといけません。文京区の場合は、プラスチック製容器包装の分別収集、資源化がなされていません。恐らくこの辺りのことが、こういう指摘になっているのではないかと思います。その点練馬区の場合は、既に取り組んでいるので、少し条件は違うかと思っています。

委員

それぞれの区の方向性ですが、どんな方向でやるのかということは、当然区民に周知徹底する際には、聞かれると思います。最終的な目標はごみを減らすことで、単なるごみの有料化ではないという中で、いかに区民に周知できるのかを会長にお聞きしたいと思います。

会長

杉並区では、「戸別収集・家庭ごみ有料化検討会」で戸別収集が入っています。大都会の場合には、今ステーション方式をとっていますが、中々ごみ出しルールが守られていないところがあります。有料指定袋制をとることになれば、有料指定袋に入れてきちんと出してもらおうということ、そのことをきちんと担保しなくてはいけないことからすると、戸別収集と併せて実施することが、一つの重要な点になるかと考えます。他区でも有料化の検討をするときには、戸別収集と併せて検討していると思います。



#### 委員

既に有料化をしているところは結構ありますが、この有料化のごみの対象はどこまで入るのがよく分かりません。要は、分別して資源ごみも含めての有料化なのか、それは別に集めてという形になるのかを教えてください。

#### 清掃管理課長

その辺りを来年度調査研究していただきたいというのが、今回の諮問です。そして、最終的な答申という形で意見をまとめてもらえばありがたいと思っています。

#### 会長

私も調査をしているので申し上げますと、資源物については有料にしないで、ごみを有料化の対象にする自治体が多いです。多摩地域もそういう形でやっているところが多いですが、最近の動きを見るとプラスチックも資源と位置づけていますが、プラスチック製容器包装の分別収集、資源化については、億というお金がかかっています。

プラスチック製容器包装については有料化に含めるという形で、対象を広げる自治体が増えていることは確かです。

#### 環境部長

今日はこういう資料を出しましたが、練馬区として有料化するかしないかは、まだ一切決定していません。当然全国レベルの課題と受け止めています。今日いただいた意見も含め、皆様方で勉強していただきながら、一緒に研究して議論を尽くしていこうということです。その辺りのご理解をお願いいたします。

#### 委員

今後、いろいろな意見が出るとは思いますが、不法投棄対策に対する調査をお願いしたいと思います。既に実施している自治体が、どうやって対応しているかその辺りの情報を収集してもらいたいと思います。ごみの有料化で必ず起きるのが、不法投棄です。練馬区は畑が多く、ここにごみを放り投げられることが想定されます。不法投棄という問題を事前にしっかりと調査して、そこからスタートすべきだと思います。

#### 会長

有料化になると、負担を免れようという行為を行う人もいるということで、戸別収集も一つの不法投棄対策になると思います。また、有料化した自治体はパトロールを強化したり監視カメラを設置したりと対策をとっています。

不法投棄対策で重要なことは、投棄しにくい環境を作ることと、早期対応です。有料化する自治体は、大変この対策に気を使うし、実際の取り組みも行います。

#### 委員

不法投棄の件で、海外もドイツは有料化しているので、国内だけではなく海外の調査もお願いしたいと思います。

#### 会長

ドイツは古くからごみ処理事業は、水道などと同じで有料だという考え方です。しかもフルコストで負担してもらって、大変高いです。そういうことが前提で、リサイクルが進んでいるということだと思います。

これについては今後いろいろ議論が出るとは思いますので、他に意見がなければ次の情報紙「ねりま

の輪」の発行について説明をお願いします。

清掃管理課長から説明した。

会長

これについて質問がなければ、今日の議題はすべて終了しました。最後に環境部長から、一言お願いします。

環境部長

年度末ですので、ご挨拶させていただきます。

次年度からは、また様々な議論をいただきたいと思いますが、区は新しい清掃事業、またリサイクル事業の展開を図っていこうということで取り組んでいます。

来年度は若干組織が変わり、清掃管理課と資源循環推進課が一つになり清掃リサイクル課という新しい組織になります。

今後も、委員の皆様から貴重なご意見をいただければと思っています。1年間ありがとうございました。

会長

それでは、これで第5回循環型社会推進会議を終了いたします。